

増え続ける著作権者不明の著作物 <オーファンワークス>の傾向と対策



令和2年度著作権委員会 委員長 堀越 総明

要 約

デジタル技術やインターネットの普及により誰もが著作権者として著作物を公表できる時代となったこと、そして著作物の保護期間が原則として著作権者の死後70年に長期化したことから、新旧の著作物を問わず、著作権者が不明の著作物である「オーファンワークス」は増加の一途をたどっており、このことが、著作物の円滑な利用を妨げている。

日本弁理士会著作権委員会では、平成30年度から継続して、著作権の権利者団体等と連携しながら、このオーファンワークスの問題に取り組んでいる。

本稿は、オーファンワークスが実際の社会で問題となっている事例の紹介、現行の著作権法で規定される文化庁長官の裁定制度の問題点の解説、著作物の円滑な利用の促進を目的とした、著作権の権利者団体等による「オーファンワークス実証事業実行委員会」の取り組みの報告、そして、オーファンワークスの問題を解決する切り札として期待される「拡大集中許諾制度」について概観する。

目次

1. はじめに
 - (1) オーファンワークスとは
 - (2) オーファンワークスが社会的な問題となる背景
2. オーファンワークスにより著作物の円滑な利用が妨げられる事例
 - (1) 古い資料等をデジタルアーカイブ化又は復刻するケース
 - (2) 大学入試問題を事後に教材に掲載するケース
 - (3) 製薬会社が医師に学術論文を提供するケース
3. 著作権者不明等の場合の裁定制度～「相当な努力」について～
4. オーファンワークス実証事業の取り組み
 - (1) オーファンワークス実証事業実行委員会
 - (2) オーファンワークスの利用の促進に向けた検討
5. 拡大集中許諾制度導入の是非
 - (1) 拡大集中許諾制度とは
 - (2) 拡大集中許諾制度の導入のための課題
 - (3) 補償金付き権利制限規定との比較について
 - (4) 特定の著作物の分野に限定した導入の検討
 - (5) 今後の展望
6. まとめ

あるが、著作権法で定められている権利制限規定に該当しない限り、原則として著作権者の許諾を得る必要がある。しかし、いざ著作権者の許諾を得ようと思っても、著作権者の所在が不明であったり、もっと困ったことには、著作権者自体が誰なのかが不明であったりすることは珍しくはない。

そのような著作権者不明の著作物は、「オーファンワークス」(英語で「孤児の作品」という意味。)と呼ばれている。オーファンワークスは著作物の円滑な利用を阻害する要因となっており、その問題の解決を求める声が高まっている。

(2) オーファンワークスが社会的な問題となる背景

(2-1) 著作物の保護期間の長期化

平成30年著作権法改正により、著作物の保護期間が原則として著作権者の死後50年から70年に延長されたことから、古い著作物であってもなかなかパブリックドメインにはならなくなった。計算上では、明治41年(1908年)に公表された著作物であっても、著作権者が20歳のときにその著作物を公表し、著作権者が80歳のときに死亡したとすれば、その死亡時(1968年)から70年後の2038年まで著作権は存続することとなる。

1. はじめに

(1) オーファンワークスとは

他人の著作物を利用するためには、当然のことでは

明治時代に公表された著作物であっても、著作者が有名であれば著作権を相続したであろう権利者を探して利用許諾を受けることもできるが、これが有名でない著作者であったとすると、現在の著作権者を探し出すことは至難の業である。しかし、著作権が存続している可能性がある以上、自由にその著作物を利用することは許されない。著作物の保護期間が著作者の死後70年に延長されたことによって、今後ますますオーファンワークスが増えることが予想される。

(2-2) インターネット時代における1億総著作者時代の到来

インターネットの普及により、誰でも簡単に著作物を公表できるようになり、いまや1億総著作者時代となった。インターネット上には、特に、写真、動画、文章、イラストなどを中心に無数の著作物が公開されている。しかし、このような著作物の著作者には、匿名の著作者も多いため、創作されたばかりの新しい著作物であっても、その公表時から既にオーファンワークスとなっているものも数多く存在している。

2. オーファンワークスにより著作物の円滑な利用が妨げられる事例

それでは、実際にどのようなケースで、オーファンワークスの存在が問題となっているのかを、以下の(1)から(3)に具体的な事例を示す。

(1) 古い資料等をデジタルアーカイブ化又は複製するケース

主に地方公共団体や大学が古い資料をデジタルアーカイブ化する場面で、オーファンワークスの存在が大きな壁となっている。

例えば、国立大学博物館において、数十年前に海外で実施した発掘調査の過程で撮影された膨大な数の写真について、次世代の研究に役立てるためデジタルアーカイブ化し、大学のウェブサイトに掲載したいと考えた⁽¹⁾。デジタルアーカイブ化のためには、その写真の著作権を有する者に、複製と公衆送信について許諾を得なければならないが、数十年前の写真の著作権者を探し出すことは困難を極める。このようなオーファンワークスの存在が、大学などの学術研究の場面で支障をきたしている。

次に、化粧品メーカーにおいて、過去のキャンペー

ンポスターを自社のウェブサイトに掲載したいと考えた事例である⁽¹⁾。化粧品メーカーは、かつては新商品を発売する度に、派手な広告キャンペーンを打ち出したものである。テレビCMから多くのヒット曲が生まれ、街中にはタレントが被写体のポスターが張り巡らされていた。

そのような自社の広告宣伝の実績を紹介するため、当時のキャンペーンポスターをウェブサイトに掲載するには、やはり、その写真の著作権を有する者に、複製と公衆送信について許諾を得なければならない。しかし、当時の日本では、著作権の管理が曖昧だったこともあり、大手企業のキャンペーンポスターの撮影者であっても誰であったかを特定できないことは珍しくない。

以上の2例のように、写真の著作物の場合は、著作者名を表示されずに公表されるものが多いことから、他の分野の著作物に比べて、オーファンワークスになりやすいという事情がある。高名な写真家が撮影したものを除けば、最近に撮影された写真であっても、著作者を特定することが難しいものも多く存在する。

次に、出版社において、過去に自社で刊行した文学全集を複製する事例である。文学全集に掲載される有名作家の小説は、流石にオーファンワークスになることも少ないのだが、あとがきや解説の文章がオーファンワークスとなり、文学全集を複製するにあたり支障となる事態が起きている。

(2) 大学入試問題を事後に教材に掲載するケース

著作権法第36条の権利制限規定により試験問題としての複製は著作権者の許諾は不要とされているが、その試験問題を事後に教材に掲載することは著作権者の許諾を必要とする。受験予備校、学習塾又は学習参考書を出版する出版社が、大学入試問題を事後に教材に掲載する場面で、オーファンワークスの存在が大きな壁となっている⁽¹⁾⁽²⁾。

以前の入試問題といえ、著名な作家の評論文や、全国紙の新聞記事などから多く出題されたものであったが、近年の入試問題は、受験生間の公平を担保するため、著名な作家の文章よりも、多くの受験生が初見となるように、一般には知られていない文章を題材に出題されるケースが増えているという。入試対策には実際に出版された試験問題を取り扱うことは不可欠なことから、オーファンワークスの存在は受験業界にお

いて深刻な問題となっている。

(3) 製薬会社が医師に学術論文を提供するケース
主にジェネリック医薬品を取り扱う製薬会社が、自社の医薬品のエビデンスを顧客である医師に示すために、先行薬に関する古い学術論文を複製し、譲渡する場面で、オーファンワークスの存在が大きな壁となっている。

著作権法第14条により、著作物に著作者名として表示されている者は著作者と推定される。しかし、学術論文には、真の執筆者以外にも多くの関係者の氏名を著作者名として表示する慣例があり、論文によっては、その著作者名の表示は50名程にも及ぶことがある。製薬会社にとって、20年以上前の論文について、その関係者全員から利用許諾を受けることは困難を極めている⁽²⁾。

3. 著作権者不明等の場合の裁定制度～「相当な努力」について～

著作権法第67条及び同法第67条の2では、著作権者の許諾の代わりとして、文化庁長官の裁定を受けることにより、オーファンワークスを適法に利用できるようにするという、裁定制度が規定されている。この文化庁長官の裁定制度を利用すれば、上記2で示したような、オーファンワークスにより著作物の円滑な利用が妨げられる問題の多くは、解消されるはずである。

しかし、残念なことに、この裁定制度は、決して広く国民に利用されているわけではない。その大きな理由として、裁定を申請する前にあらかじめ、「相当な努力」を払って著作権者との連絡を試みることを、裁定を受けた後は、通常の著作権使用料の相当額の補償金を法務局に供託すること、という2つの要件が極めて煩わしいからだと言われている。

他人の著作物を利用するためには、著作権法で定められている権利制限規定に該当しない限り、著作権者の許諾を得ることが原則である。

したがって、実際には著作権者と連絡が取れるにもかかわらず、著作権者と利用許諾の交渉をすることに抵抗があるとか、億劫だとかの理由で、文化庁長官の裁定制度を利用されてしまっただけでは、著作物を独占的に利用できるという、著作権者の権利は蔑ろにされてしまう。そこで、裁定を申請する前には、あらかじめ、

「相当な努力」を払って著作権者との連絡を試みることに義務づけられている。

この「相当な努力」は、裁定を受けようとする著作物等が過去に裁定を受けたものでない場合には、かなり大変な努力が求められる。

まずは、「日本紳士録」、「文藝年鑑」、「美術年鑑」、「音楽年鑑」等の刊行物の閲覧、又はインターネットでの検索(Google, Yahoo! JAPAN)のうちのいずれか適切な方法により、著作権者と連絡を取るために必要な情報の取得を試みることとなる。

次に、裁定申請を受けようとする著作物の種類に応じて、一般社団法人日本音楽著作権協会(JASRAC)、公益社団法人日本文藝家協会、一般社団法人日本美術家連盟等の著作権等管理事業者へ照会し、更に、公益社団法人日本漫画家協会等の著作者団体等にも照会しなければならない。そして、公益社団法人著作権情報センター(CRIC)のWebサイト等にオーファンワークスの内容を掲載し、公衆に対し著作権者の情報を広く求めることまで行う必要がある。その上で、最後に、これらの検索により取得した情報にもとづいて、訪問、郵送、電話、FAX、電子メール等の手段により、著作権者と連絡を試みるという流れになる⁽³⁾。

著作権者と連絡を試みることも、現実的には相当に骨が折れる。ある出版社の例では、検索により著作権者の20年近く前の住所が判明した後、その住所を訪問し、近隣の住人、そして、近隣のクリーニング店や歯科医院にまで著作権者の所在につき聞き込みをしたという。

4. オーファンワークス実証事業の取り組み

(1) オーファンワークス実証事業実行委員会

上記3で示した文化庁長官の裁定制度が上手に機能しなければ、オーファンワークスとなった著作物は、誰にも利用されることなく、社会に埋没してしまうことになる。

その問題を解決するべく、著作権管理事業者等の権利者団体を中心となり、「オーファンワークス実証事業実行委員会」を組織し、文化庁長官による裁定制度の活用の円滑化を図り、オーファンワークスの利用を促進するための実証事業に取り組んでいる。このオーファンワークス実証事業実行委員会は、公益社団法人日本文藝家協会、一般社団法人日本写真著作権協会、一般社団法人日本音楽著作権協会、一般社団法人日本

美術家連盟、一般社団法人日本美術著作権連合、協同組合日本脚本家連盟、協同組合日本シナリオ作家協会、公益社団法人日本漫画家協会及び公益社団法人日本複製権センターの9つの権利者団体等により構成されている。

オーファンワークス実証事業では、年間のうち一定の募集期間を設けて、オーファンワークスを利用したい者（主に企業）から応募を受け、その者の代わりに同実行委員会が裁定の申請者に義務づけられている「相当な努力」を払うべき著作権者の搜索、文化庁長官への裁定申請手続き、法務局への補償金の供託を行う。また、その実績の事例を踏まえ、より簡易に、かつ、権利者の権利を損なわずに裁定制度の利用を円滑化する方策について、実証的な検討を行っている⁽⁴⁾。同実証事業は、2016年から4年間に亘り文化庁の受託事業として実施されてきたが、2020年度からは、権利者団体等による自主事業として実施されている。日本弁理士会著作権委員会は、2019年度からオブザーバーとして、同実行委員会に参画している。

著作権者とは、著作物の利用の条件を厳しくして、その流通を制限しようとするものと思いがちだが、この実証事業に参画するなかで、多くの著作権者は、著作物の流通を促進し、広く人々に著作物が利用されることを願っていることを知った。それは、著作権者にとって、著作物が誰にも利用されなくなることほど不幸なことはないという思いがあるからである。著作物の保護期間が原則として著作者の死後70年となったこともあり、今後益々オーファンワークスが増えていくと予想されるなか、著作権の権利者団体が自主事業によってでもオーファンワークス実証事業を推進しようという姿勢には、その強い使命感を感じる。

(2) オーファンワークスの利用の促進に向けた検討

オーファンワークス実証事業において、より簡易に、かつ、権利者の権利を損なわずに裁定制度の利用を円滑化する方策として、以下の事項が検討された。

(2-1) 保険利用の可能性

民間の損害保険会社を介在させ、利用者が法務局に補償金を供託する代わりに保険料を支払うことにより、簡易かつ安価にオーファンワークスを利用できるという仕組みを検討した。

ただし、同実行委員会のなかでは、オーファンワー

クスといえども、通常の著作権使用料の相当額を下回る保険料で著作物を利用させることは適当ではないという意見もあり、継続検討となった⁽²⁾。

(2-2) 学術論文の著作者名表示の改善

学術論文に著作者として記載された多くの関係者のうち、特定の者が著作権者であることを表示すること、又は論文自体をオープンソースとする旨を表示することなどの対応を、各学会に求めることの是非につき議論を行った⁽²⁾。

(2-3) 試験問題の二次利用に関する権利制限規定

試験問題の二次利用の需要は高く、文化庁長官の裁定制度が多く利用されているものの、そもそも裁定制度は、こうした恒常的かつ多量の処理には馴染まないため、著作権法を改正して新たな権利制限規定を設けることを提言すべきか否かについて検討した。これについては、著作権者の私権の制限は、社会的な利益と著作権者の不利益を比較衡量し、利用者側からの積極的な立法の提案を待って、慎重に議論を行うべきとした⁽²⁾。

5. 拡大集中許諾制度導入の是非

(1) 拡大集中許諾制度とは

「拡大集中許諾制度」とは、法律に基づき、集中管理団体の構成員ではない著作権者の著作物について、相当数の著作権者を代表する「集中管理団体」と著作物の「利用者」との間で締結された、著作物の利用許諾契約と同じ利用条件で、利用することを認める制度のことをいう。

1960年にスウェーデンで導入されて以降、1961年にはデンマーク、ノルウェー、フィンランドと北欧諸国で相次いで導入され、1992年にはアイスランド、そして2014年にはイギリスでも導入され注目を集めた⁽⁵⁾。

拡大集中許諾制度は、著作物の利用を希望する場合に、利用者は著作権者に個別の利用許諾を得なくとも、その著作物の集中管理団体である、著作権管理事業者等の権利者団体に利用許諾を得れば、その著作物を利用できることになる。つまり、その著作物がオーファンワークスであったとしても、利用者には、その著作権者を搜索する必要はなく、利用許諾を得るため

の負担が大きく軽減されることになる。日本におけるオーファンワークスへの対策は、文化庁長官の裁定制度が主であるところ、この拡大集中許諾制度は、オーファンワークスの問題を解決し、著作物の円滑な利用を促進するものとして大きく期待される。

(2) 拡大集中許諾制度の導入のための課題

日本においても、文化庁により、平成26年度著作権分科会法制基本問題小委員会、平成27年度拡大集中許諾制度に係る諸外国基礎調査、平成28年度拡大集中許諾制度に関する調査研究などを通じて、拡大集中許諾制度の導入の是非につき検討がなされてきた⁽⁵⁾。

拡大集中許諾制度は、導入への期待は高まるものの、国の検討のなかで、①他人の著作権を第三者である集中管理団体が自由に利用許諾することについての、法的正当性の説明が難しいこと、②著作権の分野によっては集中管理が進んでおらず、著作権者の相当数を代表していると認められる団体が存在しないこと、③集中管理団体の非構成員に対して拡大集中許諾から離脱する権利（オプトアウト）を認める場合には、結局のところ利用者が著作権者に対し個別に利用許諾を受けなければならないケースはなくなること、④著作権法に規定のある、補償金付き権利制限規定を拡大させることのほうがオプトアウトの問題は生じない上、迅速な法整備が可能であること、等の課題が指摘されている。

(3) 補償金付き権利制限規定との比較について

上記(2)の④で指摘されるように、補償金付き権利制限規定を拡大していけば、オーファンワークスの利用者にとっても、その著作権者から個別に許諾を受ける必要はなくなり、その負担が大きく軽減されるため、無理に拡大集中許諾制度を導入する必要はないという意見も一定の理解はできる。

しかし、権利制限規定のほうが迅速な法整備は可能であるものの、拡大集中許諾制度とは異なり、著作物の利用行為ごとに定める必要があることから、結果として利用者のニーズに法整備が追いつかないことも予想される。また、利用行為ごとにばらばらの制度設計となれば高コストの運営になるおそれもあり、更に、日本独自の制度設計に陥りやすく将来的に諸外国との調和が保たれなくなることも考えられる。そして、著作物の利用行為ごとに定められる権利制限規定では、

利用者がオーファンワークスを利用するにあたって、自己の利用行為が権利制限規定に該当するか否かを気にする必要が生じることから、それでは必ずしもオーファンワークスの円滑な利用の促進という目的は果たせないものとも思われる。利用者がオーファンワークスの利用を躊躇することがないようにするためにも、利用行為を限定せずに、単純でわかりやすい制度設計を目指した上で、拡大集中許諾制度を導入すべきと考える。

(4) 特定の著作物の分野に限定した導入の検討

オーファンワークスは、例えば、集中管理の制度が進んでいない写真、美術及び言語の著作物の分野では、比較的深刻な問題となっているものの、集中管理の制度が進んでいる音楽や漫画の著作物の分野では殆どその問題は生じていない。

したがって、すでに集中管理の制度が機能し、オーファンワークスの問題が生じていない著作物の分野にまで拡大集中許諾制度を導入することは、その分野の集中管理団体に無用な事務負担を掛けることにもなり、また、利用者が得られる利益も少ないことから不要とし、写真、美術及び言語の著作物の分野に限定した導入も検討すべきと考える。

(5) 今後の展望

拡大集中許諾制度は、上記(2)で示した多くの課題を前に、その導入に向けての議論は消極的になりつつあることを感じていた。しかし、令和3年7月13日に知的財産戦略本部から発表された「知的財産推進計画2021」において、『文化庁は、デジタル技術の進展・普及に伴うコンテンツ市場をめぐる構造変化を踏まえ、著作物の利用円滑化と権利者への適切な対価還元との両立を図るため、過去コンテンツ、UGC、権利者不明著作物を始め、著作権等管理事業者が集中管理していないものを含めた、膨大かつ多種多様な著作物等について、拡大集中許諾制度等を基に、様々な利用場面を想定した、簡素で一元的な権利処理が可能となるような制度の実現を図る。』（出典：知的財産戦略本部「知的財産推進計画2021～コロナ後のデジタル・グリーン競争を勝ち抜く無形資産強化戦略～」P.52）という記載がなされた。また、更に、それに続き『その際、内閣府（知的財産戦略推進事務局）、経済産業省、総務省の協力を得ながら、文化審議会において、

クリエイター等の権利者や利用者，事業者等から合意を得つつ2021年中に検討・結論を得，2022年度に所要の措置を講ずる。』と明記されていることから，日本における拡大集中許諾制度の導入は，今後かなりのスピードで検討が進むものと予想される⁽⁶⁾。

6. まとめ

デジタル技術やインターネットの普及により日々無数の著作物が公表されていること，著作物の保護期間が原則として著作者の死後70年に長期化したことから，今後もオーファンワークスは増加の一途をたどることだけは間違いない。著作物の円滑な利用を阻害する，このオーファンワークスの問題を解決する切り札である拡大集中許諾制度の導入の検討が本格化するなか，日本弁理士会著作権委員会も知的財産権の専門家として，オーファンワークス実証事業実行委員会への参画を通じて，その制度設計に関わり，著作権法の法目的である，この国の「文化の発展」に大いに貢献す

ることができたらと願うばかりである。

(参考文献)

- (1) オーファンワークス実証事業実行委員会「著作権者不明等の場合の裁定制度の利用円滑化に向けた実証事業報告書概要」2018年度文化庁委託事業（3rd ステージ）
- (2) オーファンワークス実証事業実行委員会「著作権者不明等の場合の裁定制度の利用円滑化に向けた実証事業報告書」2019年度文化庁委託事業（4th ステージ）
- (3) 文化庁著作権課「裁定の手引き～権利者が不明な著作物等の利用について～」令和2年2月
- (4) オーファンワークス実証事業ホームページ：<https://jrcc.or.jp/orphanworks/>
- (5) 文化庁著作権課「拡大集中許諾制度の検討について」平成29年7月28日
- (6) 知的財産戦略本部「知的財産推進計画2021～コロナ後のデジタル・グリーン競争を勝ち抜く無形資産強化戦略～」2021年7月13日

(原稿受領 2021.7.30)